

京都市告示第 5 5 2 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 平成 2 6 年 3 月 2 6 日 午後 2 時
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野石見町519番地の1地先から	旧	メートル 30.00	メートル 5.50 ~ 6.00
	同町520番地の1地先まで	新	41.90	31.00 ~45.40

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 平成 2 6 年 3 月 2 6 日 午後 2 時
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大原野100号線	西京区大原野上里南ノ町661番地の1地先から	旧	メートル 627.80	メートル 32.00 ~51.50
	同区大原野石見町517番地の1地先まで	新	627.80	32.00 ~51.50

(建設局土木管理部道路明示課)